

## 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める要件を備え、知事が承認した滋賀型地域活動支援センター設置事業を実施する市町に対して、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、滋賀型地域活動支援センター（以下「センター」という。）の「運営費」および「管理費」とし、その内容は別表1の第1欄に定める項目とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1の第2欄に定める対象経費ごとに算定した補助基準額とセンターの利用者が居住する市町長が支出した経費を比較して、いずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

### (申 請)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、別記様式第1号により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後、事業の変更等により追加交付申請等が必要となったときは、別記様式第2号により別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

3 市町は、第1項および第2項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

### (交付等の決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請または変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に交付決定または変更交付決定を行うものとする。

### (交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付を受けた補助金をその目的に反して使用してはならない。

- (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を、事業の完了した日または廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

#### (実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第3号により当該事業完了の日から1か月以内または翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 第4条第3項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

#### (額の確定)

第8条 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

#### (書類の提出)

第9条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、県健康医療福祉部障害福祉課へ提出するものとする。

#### (消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

#### (電子情報処理組織による申請等)

第11条 第4条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく実績報告または第10条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第12条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、各間接補助事業者に対し、本要綱に定める規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、滋賀型地域活動支援センター事業費補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。